

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-05-01		戦略プラン		● 協働		○ 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		細街路拡幅整備事業（助成）		部課名		防災都市づくり部建築指導課		課長名		杉山			
				担当者名		松澤		内線		2844. 2848			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-02		細街路拡幅整備助成費									
		01-01-03		細街路拡幅整備事務費									
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 59（ 1984 ）年度		根拠		建築基準法、東京都建築安全条例							
終期設定		○ 有 ● 無（ ）年度		法令等		荒川区細街路拡幅整備要綱							
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分		● 計画 ○ 非計画							
行政評価事業体系		分野		IV		環境先進都市							
		政策		08		良好で快適な生活環境の形成							
		施策		03		快適な生活道路の整備							
目的		建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の理解と協力を得て、みなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員 4 mの道路空間を確保し、防災性の向上及び住環境の改善を図る。											
対象者等		細街路に面した敷地で、建築物の新築や建替え等を行う建築主、土地所有者。ただし、住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例の適用を受ける事業及び市街地整備指導要綱の対象とされる事業（同要綱に規定する共同住宅等建設事業以外）に該当するものは除く。											
内容		建築物の建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路（細街路）に面した敷地において、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の理解と協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界線とみなし、みなし道路部分（後退部分）を区が拡幅整備を行い、側溝の設置や路面の舗装を行う。 1 区による細街路拡幅整備工事 2 助成金の交付（宅地建物取引業者等は除く） ・後退用地の除却・整地 30,000円/㎡ ・ブロック塀・擁壁の移設 10,000円/m ・すみ切り用地の整地 60,000円/か所 ・私道の電柱移設 1,650,000円/本（上限） 3 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行（宅地建物取引業者等は除く） ※令和7年度末現在 細街路延長232Km(両面)のうち119.9Km拡幅整備済み（整備率51.7%）											
経過		昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 平成2年 荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を包含するとともに、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 平成20・21年 指定道路図及び指定道路調書作成委託 平成29年 荒川区まちづくり情報配信用データ整備及び補正更新業務委託により細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の情報配信に向けた準備 平成30年 指定道路図をホームページにて情報配信 令和6年 荒川区私道細街路電柱移設事業助成金交付要綱施行											
必要性		建築基準法は昭和25年に施行したが、道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。本事業により建築主や土地所有者の理解と協力のもと、細街路拡幅整備が着実に進捗しており、必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。											
実施方法		(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 非課税申告の手続きの代行は委託により実施											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)							
	① 後退用地整備率(%)	49	50	51	52	52	整備延長/整備対象道路延長(両側)						
	② 公共施設後退整備率(%)	85	86	87	88	88	整備延長/整備対象道路延長						
③													
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
8年度		9年度											
重点的に推進		重点的に推進		木造住宅密集地域の防災性の向上及び住環境の改善を図る事業として、重点的に推進する。									

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		30,412	31,655	27,618	31,194	32,937	32,886	32,161
決算額（8年度は見込み）		25,027	31,521	24,851	28,179	25,714	20,298	32,161
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	整備件数（件）	260	256	190	222	258	228	222
	整備延長（m）	2,551	2,366	1,869	2,095	2,332	2,160	1,953
	整備面積（㎡）	1,477	1,350	1,081	1,268	1,495	1,214	1,252
	電柱移設（本）	-	-	-	-	1	0	2

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	後退用地整備等助成	17,654	負担金補助等	後退用地整備等助成	13,395	負担金補助等	後退用地整備等助成	23,343
需用費	消耗品費	962	需用費	消耗品費	1,092	需用費	消耗品費	1,302
委託料	後退用地非課税中告用資料作成委託	2,955	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,365	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,633
委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	4,143	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	3,446	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	2,883

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	18,610	20,883	2,273	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8,060	6,903	▲ 1,157		国庫支出金	4,047	353	▲ 3,694
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	17,654	13,395	▲ 4,259		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,047	353	▲ 3,694
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,983	3,142	1,159		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 42,260	▲ 43,970	▲ 1,710
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	46,307	44,323	▲ 1,984		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 42,260	▲ 43,970	▲ 1,710
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 42,260	▲ 43,970	▲ 1,710			

備考	行政費用については、給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額が増加したものの、物件費や補助費等が減少したため、全体で4.3%程度減少した。行政収入については、令和6年度と比べ助成利用件数が減少したことから、国庫支出金が91.3%程度減少した。
----	---

問題点・	○法律上、細街路は道路とみなされ、後退部分に建築物や塀等を建てることはできないが、道路としての整備までは求められないことから、細街路の拡幅整備を推進するためには、建築主や土地所有者の理解と協力を得る必要がある。 ○公共施設においては、周辺地域のモデルケースとなるよう、積極的に拡幅整備を行う必要がある。
------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	建替えに伴う拡幅の機会を確実に捉えていくほか、整備可能な適地が近接している場合、併せて拡幅できるよう所有者と協議する。	確認申請時から拡幅整備を働きかけるほか、拡幅可能な近接地の所有者とも協議し、建替えを行っている土地とあわせて拡幅整備を実施した。	建替え時の拡幅の機会を確実に捉えつつ、隣接して整備可能な土地がある場合には、あわせて拡幅できるよう所有者と協議する。
②	未整備施設を所管する担当課と協議する場を設け、細街路拡幅整備の意義を説明し、拡幅整備を進める。	担当課との協議により、峡田小増築工事にあわせて細街路の拡幅整備を行った。	未整備施設の所管課と協議する場を設け、細街路拡幅整備の必要性を説明し、拡幅整備を推進する。
③	現地調査時に、交通の支障になると思われる電柱が対象地に存在する場合は、助成制度について積極的に案内する。	私道電柱移設費助成制度について積極的に周知し、1件の申請があった。	現地調査時に、通行の妨げとなる電柱が中心線協議の対象地に存在する場合、移設費用助成制度の利用を積極的に働きかける。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	23区実施率：91.3%（条例10区・要綱11区）
	未実施区：千代田区、中央区 ※両区とも全道路のうち、細街路の比率が少なく、拡幅整備促進策の必要性が低いため、未実施と思われる。

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-05-02		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		建築指導事務		部課名		防災都市づくり部建築指導課		課長名		杉山			
				担当者名		小室、赤沼、柳沢、栗原		内線		2842 2845 2846			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01		建築指導事務費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 41（ 1966 ）年度		根拠		建築基準法、長期優良住宅普及促進法、エコまち法、省エネ法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無				法令等							
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備							
		施策		01		快適な市街地環境への誘導							
目的		建築物の敷地、構造、設備及び用途等が建築関係法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導を行い、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。											
対象者等		建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等											
内容		1 建築物の確認審査及び検査 建築計画が建築関係法令に適合しているかどうか、自ら審査・検査するほか、指定確認検査機関が審査・検査した内容を確認する。 2 違反建築物等の取締 良好な住環境の保持と違反建築物の発生を未然に防止するため、建築基準法に基づき建築監視員による現場パトロール及び是正に向けた指導を行うとともに、保安上危険な建築物等に対する措置を講じる。 3 認定等 建築物の長寿命化を促進する長期優良住宅や、省エネを促進する低炭素住宅の認定、省エネ向上計画の認定等を行う。 4 各種調査及び証明 建築物の状況を把握する建築動態統計調査のほか、住宅用家屋証明書や概要書等の写し等を交付する。											
経過		平成11年5月 1日 建築確認・検査業務を民間の指定確認検査機関にも開放 平成15年8月20日 東京都建築安全条例第7条の3による区域指定の告示(383.5ha)(H21:追加指定1.6ha) 平成15～16年 新たな防火規制(耐火性能の強化)・改正日影規制条例(測定面の変更等)の施行 平成19年6月20日 改正建築基準法の施行(建築確認・検査の厳格化,民間検査機関への業務適正化等) 平成21年 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等の開始 平成24年 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等の開始 平成28年 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等の開始 平成29年4月3日 建築計画概要書等の証明の交付開始 令和3年11月26日 建築基準法第53条の2による敷地面積規制の導入 令和7年4月1日 全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け開始											
必要性		地方自治体としての基本的な事務である。											
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員)											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	完了検査実施率(%)			99	99	99	99	100	検査済証交付件数/工事完了件数 令和2年度前の案件が対象			
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかについて審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る事務であるため、継続して実施する。									

(単位：千円)

退職給与引当金

問題点・課題

○建築物が法令に適合しているかについての確かな審査、検査、指導を行うため、建築基準関係法令等の改正内容や動向について、情報収集に努め、関連部署との連携を図りながら、調査・研究等を継続的に行うとともに、専門知識の継承について研究するなど、継続的に取り組む必要がある。

○多くの区内建築物の指定確認検査機関が行う確認検査が適切に実施されるよう、点検・調査等を行うとともに、年間500件程度ある確認検査に係わる照会・報告事務等を効率的かつ適正にできる方策を継続して検討していく必要がある。

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	建築行政の会議体等に参加しDX化に向けた最新情報の収集・研究を行うほか、建築総合情報システムを導入しDXを推進する。	建築総合情報システムの構築や住宅用家屋証明のオンライン申請の開始など、DXを推進した。	建築総合情報システムをベースとした窓口システムを導入するほか、国等の動向を注視しながら更なるDXを推進する。
②	指定確認検査機関による建築確認・検査の適正な実施を確保するため、報告書の点検や立入検査を実施する。	指定確認検査機関による建築確認・検査の適正な実施を確保するため、報告書の点検を行うとともに、国と合同の立入検査を実施した。	指定確認検査機関による建築確認・検査の適正な実施を確保するため、引き続き報告書の点検や立入検査を実施する。
③	令和7年度から施行される改正建築基準法、改正建築物省エネ法を確実に適用し、実務を通して運用方法を整備する。	改正建築関係法令による確認検査について、実務で生じた課題を共有し改善するなど、適正に実施した。	引き続き、改正建築関係法令の適正な確認検査実施に向け、運用方法の点検・改善を行う。

区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-05-03		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	応急危険度判定員制度		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	杉山	
			担当者名	小林、栗原		内線	2846	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-02-01		応急危険度判定費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	地震により被災した区内建築物の使用の可否を一早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。							
対象者等	地震により被災した区内建築物							
内容	地震発生後、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、「赤色（危険）」「黄色（要注意）」「緑色（調査済）」の判定結果を建築物に表示する応急危険度判定の体制を整備する。 1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。） 東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者 ※令和8年6月末日現在 区在住または在勤の判定員104名うち、区職員が48名 2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（民間会員56名） 3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に設置し、建築指導課長が「本部長」となり、判定計画の作成・判定結果の取りまとめを行う。 ※区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める。							
経過	平成 7年 平成12年 平成13～ 平成15・16年度 平成16年10月 平成19年 7月 平成28年 4月 令和 6年 5月 令和 7年 6月	東京都防災ボランティアに関する要綱制定 ※判定員は原則、建築士（一級・二級・木造）の資格が必要 荒川区被災建築物応急危険度判定要綱制定 区判定員会総会を実施（年1回、令和2・3年度はコロナ禍で書面開催） ※総会において、講演や判定模擬訓練を実施 東京都の模擬判定実施訓練に参加 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名） 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名） 熊本地震において判定員として区職員派遣（2名） 東京都防災ボランティア制度要綱改正 荒川区被災建築物応急危険度判定要綱改正						
必要性	日頃から実施体制の構築と判定技術の向上を図り、地震後に迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区判定員会総会への参加率(%)	35.1	25.5	34.6	40	40	※区職員を除いた参加率
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	マグニチュード7.0クラスの連動型大規模地震の発生可能性が高まる中、余震時の二次災害を防止し、区民の安全の確保を図る事業であるため、継続して実施する。						

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	28
需用費	判定員総会贈・資機材費	87	需用費	判定員総会贈	7	需用費	判定員総会贈	8
使用料	施設利用料	6	役務費	ボランティア保険	0	役務費	ボランティア保険	21
			委託料	操作研修委託	1,320	使用料	施設利用料	6
			使用料	施設利用料	0	使用料	システム使用料	517
			使用料	オプション費用	1,408			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,214	1,099	▲ 115	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	92	2,735	2,643		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	129	165	36		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,435	▲ 3,999	▲ 2,564
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,435	3,999	2,564	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,435	▲ 3,999	▲ 2,564
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,435	▲ 3,999	▲ 2,564	

行政費用については、給与関係費が減少したものの、物件費（被災者生活再建支援システム改修等）が増加したため、全体で64.1%程度増加した。

問題点	○震災時に迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、判定活動のDXを進めるとともに、模擬訓練や連絡訓練への参加率を高め、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 ○震災時には、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域への応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区判定員会の登録者を増やすため、関係団体に区の取組を周知し、判定実施体制の充実を図る。	区判定員登録者を増やすため、要綱改正により判定員の対象を拡大したほか、関係団体に対し、東京都防災ボランティアへの登録を呼びかけた。	引き続き、区判定員会の登録者を増やすため、関係団体に区の取組を周知し、判定実施体制の充実を図る。
②	導入予定の判定調査モバイルシステムを活用し、区判定員会の会員相互の交流や判定技術の向上を図る。	導入した判定調査モバイルシステムを活用し、区判定員会の会員を対象にした操作研修を実施した。	課内研修等の実施により、判定調査モバイルシステムへの対応力強化や、区判定員の判定技術の向上を図る。
③	応援判定員による活動を前提とした検討を行い、判定業務マニュアルを充実する。	応援判定員の活動のDXなど、判定業務マニュアルの充実に向けた検討を行った。	大規模地震時における応援判定員の受入体制の構築を図るとともに、他自治体等への応援依頼手続きのマニュアル化を図る。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	

議 決	平成28年6月会議 応急危険度判定の実施体制の整備について
-----	-------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-05-04		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	杉山	
			担当者名	小林、栗原		内線	2846	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-06-01		耐震改修促進計画事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 17	（ 2035 ）	年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。							
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した在来軸組工法による2階建て以下の木造住宅も対象）、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物）、緊急輸送道路沿道建築物、区有建築物							
内容	1 計画の期間 令和8年度から令和17年度 2 計画の内容 ○令和17年度の耐震化率の目標（令和8年3月改定 荒川区耐震改修促進計画） ・住宅（新耐震基準 戸数）→ 概ね解消（令和12年度） ・住宅（新耐震基準 棟数）→ 90% ・住宅（2000年基準 戸数）→ 概ね解消 ・住宅（2000年基準 棟数）→ 85% ・民間特定建築物 → 概ね解消（令和12年度） ・特定緊急輸送道路沿道建築物 → 概ね解消 ・一般緊急輸送道路沿道建築物 → 90% ※区有建築物は目標である耐震化率100%を達成済み ○耐震化の促進を図るため施策及び総合的な安全対策							
経過	平成 7年10月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 制定 平成19年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 策定 平成20年 4月 「荒川区耐震改修促進計画」 施行 平成28年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定 「荒川区耐震改修促進計画」 改定 令和3年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定 「荒川区耐震改修促進計画」 改定 令和5年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定 令和8年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定 「荒川区耐震改修促進計画」 改定							
必要性	地震により想定される被害のさらなる低減を目指して、区内の建築物の耐震化を促進することにより、震災から区民の生命及び財産を守るため、本計画に位置付けた事業を推進していく必要がある。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	住宅の耐震化率(%)	88	93.1	93.6	95	95	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 令和8年度目標95%
	②	民間特定建築物の耐震化率(%)	96	96.4	97	100	100	令和8年度目標100%
③	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率(%)	89	92.2	93	95	95	令和8年度目標95%	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		区内の建築物の耐震化を促進し、防災性の向上を図るための計画として、重点的に推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

①

施状况

況（要旨）